

伊達市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）

福島県中通りの北部に位置する伊達市は、東に国の史跡・名勝に指定されている名峰「霊山」、西に雄大な吾妻山の峰々を仰ぎ見る自然に恵まれ、特産の干し柿「あんぽ柿」、桃をはじめとする美味しい果物、きゅうりなどの野菜の生産が盛んで全国でも有数の産地です。また歴史を紐解くと戦国大名伊達氏発祥の地、南北朝時代の武将・北畠顕家などの歴史を持ったまちである。

本市は、江戸時代末期から昭和初期にかけて養蚕業が栄え、戦後は全国有数の生産シェアを誇るニット産業の一大産地として発展を遂げたものの、事業所の減少など厳しい状況にある。

現在の中小企業及び小規模企業を取り巻く環境は、少子高齢化の進展及び市場経済の変化等により、日本全体で厳しさを増してきている。

さらに、本市においては、東日本大震災の影響による風評被害などが、その厳しさを更に過酷なものとしている。

このような状況の中で、本市が持続的に発展していくために、市の産業の中核を担っている中小企業及び小規模企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、中小企業及び小規模企業がその持てる力を存分に発揮し持続的に成長することができるよう、地域社会全体で中小企業及び小規模企業の振興施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業者及び小規模企業者が本市において果たす役割の重要性に鑑み、本市の中小企業者及び小規模企業者の振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業者及び小規模企業者の努めるべきこと、関係機関の役割等について明らかにするとともに、中小企業者及び小規模企業者の振興に関する基本的な事項を定めることにより、中小企業者及び小規模企業者の振興に関する施策を総合的、かつ、計画的に推進し、もって本市の経済の発展及び市民の生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）中小企業者 中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号。以下「中小企業法」という。）第2条第1項各号に該当する者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- （2）小規模企業者 中小企業法第2条第5項に規定する者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (3) 経済団体等 商工会議所、商工会その他の中小企業又は小規模企業の振興を目的とする団体であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
 - (4) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
 - (5) 教育機関 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び同法第 124 条に規定する専修学校で、市内にあるもの及び市内で教育研究活動を行うものをいう。
 - (6) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤する者をいう。
 - (7) 経営の革新 中小企業法第 2 条第 2 項に規定する経営の革新をいい、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
 - (8) 創業 新たな事業の開始であつて次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 事業を営んでいない個人が市内で新たに事業を開始する場合
 - イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合
 - ウ 事業者が現在の事業を継続して操業しつつ、新たな分野で事業を開始する場合
 - エ 市外に事業所を有し事業を営んでいる事業者が新たに市内に事業所を設置し事業を開始する場合
- (基本理念)

第 3 条 中小企業者及び小規模企業者の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならないものとする。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の自らの努力及び創意工夫により経営力向上を図り、成長発展及び事業の持続的な発展が促進されること。
- (2) 中小企業者及び小規模企業者の経済的社会的な環境への円滑な適応及び成長発展が図られること。
- (3) 中小企業者及び小規模企業者、国、福島県、市その他関係地方公共団体、経済団体等、金融機関、教育機関並びに市民が相互に連携し、及び協力し行われること。

(市の役割)

第 4 条 市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業、小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 前項の施策は、国、県その他関係地方公共団体、中小企業者、小規模企業者、経済団体等、金融機関、教育機関及び市民との連携及び協力により効果的に実施するよう努めなければならない。

(中小企業者、小規模企業の役割)

第5条 中小企業者及び小規模企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営及び経営の革新を図るよう努めるとともに、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら中小企業、小規模企業の振興に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者及び小規模企業者は、人材の育成、雇用の安定、従業員の福利厚生の実現に努めるものとする。

3 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(経済団体等の役割)

第6条 経済団体等は、中小企業及び小規模企業の振興が本市の経済の発展に果たす役割の重要性を認識し、中小企業者及び小規模企業者の経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新及び人材の育成のために必要な環境の整備に努めるとともに、中小企業者及び小規模企業者の支援に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、中小企業者及び小規模企業者の経営力向上、経営基盤の強化及び経営の革新に自主的に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給、経営の相談等を行い、中小企業者及び小規模企業者の健全な発展を支援するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第8条 教育機関は、地域の次代を担う児童、生徒、学生等に対し教育等を通じて勤労及び職業に対する意識の啓発に努めるものとする。

2 教育機関は、教育研究活動等を通じて、中小企業者、小規模企業者が行う経営の革新等に対する連携及び協力に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第9条 市民は、中小企業者及び小規模企業者の振興が本市経済の発展及び市民の生活の向上に寄与することに理解を深めるとともに、市内において生産、製造及び加工される製品並びに提供されるサービス並びに市内にある事業所の活用等により、中小企業及び小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第10条 市は、中小企業者及び小規模企業者の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 経営力向上、経営基盤の強化及び経営の革新の支援

(2) 販路開拓若しくは新分野への参入又は企業間連携の取組に対する支援

(3) 人材の育成及び確保に対する支援

(4) 創業及び事業の承継に対する支援

(人材の定着等)

第11条 市は、若者、女性、高齢者その他の多様な人材の確保、育成に努めるとともに、当該人材の地域への定着の促進に努めるものとする。

2 市は、市内における雇用の安定、従業員の健康の増進及び福利厚生の実充並びに従業員の仕事と生活の調和の取組について促進に努めるものとする。

3 市は、安心して子どもを生み育てることができる職場環境づくりへの取組について促進に努めるものとする。

(受注機会の増大)

第12条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、市内の中小企業者及び小規模企業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、中小企業者及び小規模企業者の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。